

中央アジア5か国（ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン）及びジョージア国籍の方に対する査証緩和について

本年6月5日から中央アジア5カ国（ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン）及びジョージアの一般旅券所持者に対する短期滞在査証の発給要件が緩和されました。

主な改正点は、

- 商用目的及び文化人・知識人等向けの数次有効の短期滞在査証（滞在期間：90日）の発給対象者の範囲を拡大
- 上記数次有効短期滞在査証にかかる有効期間をこれまでの「最長3年」から「最長5年」に伸長（国営企業、株式上場企業等の常勤者等及び一定の訪日歴のある方が対象）
- 申請者自身が渡航費用を自弁する場合における短期滞在査証の申請手続き簡素化（身元保証制度の廃止）

等です。

必要書類等、査証申請手続の詳細につきましては、以下の外務省ホームページでご確認ください。

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page23\\_001835.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page23_001835.html)